

# 議 事 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第3回 国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和3年10月27日（水） 午後1時30分 開会 ・ 午後2時25分 閉会
開 催 場 所	坂戸市役所 3階 301・302会議室
出 席 者	出席者10名（委員） 出席者7名（事務局）
欠 席 者	欠席者2名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 挨拶</li> <li>3 書記の任命について</li> <li>4 議事録署名委員の選出について</li> <li>5 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 産科医療補償制度の改定に伴う、出産育児一時金の支給額の見直しについて</li> <li>(2) 未就学児に係る被保険者均等割額の軽減に伴う、坂戸市国民健康保険税条例の改正について</li> <li>(3) 令和3年度国民健康保険特別会計12月補正予算案について</li> </ol> </li> <li>6 報告事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 赤字削減・解消計画実施状況報告書について</li> </ol> </li> <li>7 その他</li> <li>8 閉会</li> </ol>
配 布 資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度第3回坂戸市国民健康保険運営協議会 次第</li> <li>2 産科医療補償制度の改定に伴う、出産育児一時金の支給額の見直しについて</li> <li>3 未就学児に係る被保険者均等割額の軽減に伴う、坂戸市国民健康保険税条例の改正について</li> <li>4 令和3年度国民健康保険特別会計12月補正予算案</li> <li>5 赤字削減・解消計画実施状況報告書（市町村）</li> <li>6 坂戸市国民健康保険運営協議会委員名簿</li> <li>7 未就学児に係る被保険者均等割額の軽減に伴う、坂戸市国民健康保険税条例の改正（参考資料1）</li> <li>8 令和2年度埼玉県市町村別国保被保険者1人当たり医療費マップ</li> <li>9 埼玉の国保 2021年8月号（ナンバー314）</li> <li>10 埼玉の国保 2021年10月号（ナンバー315）</li> </ol>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
司会	<p>現在の出席者は10名でございます。よって過半数に達しておりますので、ただいまから令和3年度第3回国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(挨拶)
司会	続きまして、副市長より挨拶を申し上げます。
副市長	(挨拶)
司会	それでは、規則によりまして会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	<p>はじめに書記の任命を行います。書記に事務局の2名を任命します。</p> <p>次に議事録署名委員の選出につきましてお諮りします。</p> <p>議事録署名委員は、議長において指名することで御異議ございませんか。</p>
議長	(異議なしの声)
議長	<p>御異議なしと認め指名いたします。</p> <p>前回に引き続き名簿順により、2名を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>はじめに(1)「産科医療補償制度の改定に伴う、出産育児一時金の支給額の見直しについて」を議題といたします。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	(産科医療補償制度の改定に伴う、出産育児一時金の支給額の見直しについて資料により説明)
議長	ただいまの説明につきまして、質疑・意見等はございませんか。
委員	<p>出産育児一時金は、医療保険の財源からでていると思うのですが、4,000円上がるということは支出が増えるということでしょうか。そのあたり財源への影響はありますか。</p>
事務局	<p>支出の内訳は変わりますが、1件あたりの支出額は変更ありません。なお、出産育児一時金につきましては、その費用の3分の2が国から交付税措置されています。</p>

議長	<p>他にございますか。 ないようですので質疑を終了いたします。 お諮りします。「産科医療補償制度の改定に伴う、出産育児一時金の支給額の見直しについて」は、原案のとおり12月議会に提出することで御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本案は12月議会に提出することで決定いたしました。 次に、(2)「未就学児に係る被保険者均等割額の軽減に伴う、坂戸市国民健康保険税条例の改正について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(未就学児に係る被保険者均等割額の軽減に伴う、坂戸市国民健康保険税条例の改正について資料により説明)</p>
議長	<p>ただいまの説明につきまして質疑、意見がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>未就学児の医療費補助について教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>中学生までを対象に医療費の補助を行っています。</p>
委員	<p>資料にある未就学児の人数400人が人口に対して少ないと思うのですが、近隣の自治体の状況を教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>400人というのはあくまで国民健康保険に加入している方になります。近隣の自治体については把握しておりません。</p>
議長	<p>他にございますか。 ないようですので質疑を終了いたします。 お諮りします。「未就学児に係る被保険者均等割額の軽減に伴う、坂戸市国民健康保険税条例の改正について」は原案どおり議会で提出することで御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本案は議会に提出することで決定いたしました。 次に、(3)「令和3年度国民健康保険特別会計12月補正予算案について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(令和3年度国民健康保険特別会計12月補正予算案について資料により説明)</p>

議長	ただいまの説明につきまして、質疑・意見等はございませんか。
委員	積立金が増えた要因は为什么呢。
事務局	新型コロナの影響による受診控えが主な要因と考えます。
議長	他にございますか。
委員	積立金が8億円ほどありますが、使用用途はありますか。
事務局	来年度以降の財源として考えております。
委員	先ほどの未就学児の均等割軽減について、積立金を利用して未就学児の均等割を無くすなど、市民の負担を減らしたらいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
事務局	今回の未就学児に係る被保険者均等割額の軽減につきましては、国の地方税法で改正されたものになり、それに基づきまして、国民健康保険税条例を改正するものになります。未就学児の均等割額を0円にするのは、市の独自政策で行うものになりますので、それについては基金の残高を比べながら今後検討していくべきものだと思いますが、現段階ではっきりと申し上げることはできません。
議長	これは積立金ですから、歳入歳出の収支で残った分が8億円だということではないのです。基本的には、国民健康保険税の収入だけで、医療費が賄えているわけではありません。市や国・県から補てんをされている中で基金の積立をしています。国や県の補助金がなくなったら、基金を取り崩すので、これを一気に使ってしまうと、翌年困ってしまいます。資料にもありますが、今年度は約360,000千円取り崩す予定です。これは数字として頭にいれておいていただきたいです。
議長	他にございますか。 ないようですので質疑を終了いたします。 お諮りします。「令和3年度国民健康保険特別会計12月補正予算案について」は、原案のとおり12月議会に提出することで御異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。よって本案は12月議会に提出することで決定いたしました。
議長	議事につきましては、以上です。 続きまして、事務局から報告事項がございます。

議長	報告事項（１）「赤字削減・解消計画実施状況報告書について」事務局より説明願います。
事務局	（赤字削減・解消計画実施状況報告書について資料により説明）
議長	平成30年度の赤字額の合計が162,554千円ということで、県より6年度で赤字を解消する計画を立てなさいと話がありました。令和2年度の1年次につきましては、18,522千円ほどの削減予定でしたが、27,479千円削減ですので、大分上回って赤字の解消ができたということです。この1年については、見込みを上回りましたが、先ほど事務局から話があったとおり、6年で解消するのは非常に難しいだろうという見通しであります。これにつきましては、国からの補助金などの金額で変動していきますので、今後県と調整をしながら、赤字の解消をしていきますよということでございます。
議長	質疑がございましたらお願いいたします。
議長	他に何か質問等ございますか。ないようですので質疑を終了いたします。
議長	次に、「その他」に移ります。 事務局から何かありますか。
事務局	（以下資料等に基づき説明） ・ 埼玉県市町村別国保被保険者1人当たり医療費マップ ・ 次回の運営協議会の開催日程について
議長	ただいまの説明につきまして質疑、意見がございましたらお願いいたします。
委員	Y o u T u b e で国民健康保険に加入している方が、6か月以上納付していないのに医療を受けることができているのが不思議だと話していました。未納があっても保険証は使えるのでしょうか。
事務局	国民健康保険税につきましては、普通徴収の方は年9回に分けて納めていただいておりますが、納期限までに納付がない場合、納税課より督促状や催告状を送付しています。その後も納付がなかった場合、通常保険証は1年間の有効期限ですが、6か月間の短期証、その後も納税相談がない場合は資格証になります。資格証は、窓口10割負担となりその後7割返還になります。ただし、短期証・資格証は高校生以下の子どもがいる世帯には発行していません。また、昨年と今年度については、新型コロナの影響を鑑み資格証は発行しておりません。

議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>ないようですので、本日の運営協議会の議事内容はすべて終了いたしました。</p> <p>長時間にわたり慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>これで議長の任を解かせていただきます。</p>
司会	<p>閉会にあたり会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
司会	<p>以上で、令和3年度第3回坂戸市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>